

## 施設所有管理者特約条項

### (事 故)

第1条 この特約条項において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社のでん補責任）の「事故」とは、被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設もしくは設備（以下「施設」といいます。）または保険証券記載の業務遂行（以下「仕事」といいます。）によって生じた偶然な事故をいいます。

### (免 責)

第2条 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（免責）各号に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。

- (1) 施設の新築、改築、修理、取り壊しその他の工事に起因する賠償責任
- (2) 航空機、昇降機、自動車（原動機付自転車を含みます。）または施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- (3) 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用設備または家事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
- (4) 屋根、樋、扉、戸、窓、壁もしくは通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- (5) 仕事の終了後（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し後）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任（被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。）
- (6) 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任

### (普通約款との関係)

第3条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通約款の規定を適用します。

普通約款及び特約条項の名称及び条項は、契約する保険会社のものに修正するものとします。
--